

裁判官
認 印



第 2 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	平成 19年(ワ)第 1263号
期 日	平成19年10月1日 午前10時00分
場 所 及 び 公 開 の 有 無	大阪地方裁判所 第 1 9 民 事 部 法 廷 で 公 開
裁 判 官 裁 判 所 書 記 官	
出 頭 し た 当 事 者 等	原告代理人 須 田 政 勝 被 告 ペットショップスタンバイこと 川 北 奈 緒 子 被告代理人 中 島 光 孝
指 定 期 日	平成19年10月15日 午前10時30分 口頭弁論 (控 訴 審)

弁 論 の 要 領 等

出頭当事者
従前の口頭弁論の結果陳述
弁論準備手続の結果陳述
証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官



せん せい しょ
宣 誓 書

りょう しん したが ほん とう
良心に従って本当のことを

もう あ
申し上げます。

し かく
知っていることを隠したり、

もう あ
ないことを申し上げたりなど、

けっ
決していたしません。

い じょう ちか
以上のとおりに誓います。

氏 名 藤 日 一 滋



証人調書 裁判所書記官
(この調書は、第2回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事件の表示 平成19年(ワ)第1263号
期 日 平成19年10月1日午前10時00分
氏 名 藤井一滋
年 齢 46歳
住 所 [REDACTED]

宣誓その他の状況

裁判官は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳述の要領

原告代理人質問

甲第13号証を示す

- 1 この陳述書は私が書いたもので、内容もこのとおりに間違いありません。私は、現在、アーク・エンジェルズ（以下、「原告」という。）の副代表をしております。私が原告の活動を始めたのは、平成18年3月からです。本件で問題になっている「ひろしまドッグパーク」には平成18年9月17日から行きました。
- 2 被告に犬を預けるようになったいきさつは、平成18年の12月に被告から原告の代表である林氏に電話があり、「ひろしまドッグパーク」から撤退するに際して協力させてほしいという申入れがあり、物資の保管場所としての倉庫の手配と、里親の決まっている犬の一時預かりをお願いしました。
- 3 当初、平成19年3月までに「ひろしまドッグパーク」から撤退する予定でしたが、その時期が早まり、また犬も越冬するのは無理だろうということで里親に渡す時期を早めたようなこともあり、犬たちは行き先は決まっていたのですが、原告の大阪の事務所には犬の世話をする人間がいなかったため、被告にお願いすることになったということでした。被告と直接話したのは原告の統括である林加津子氏です。私は被告とは面識はありませんでした。
- 4 被告にお願いすることにしたのは、被告は犬の訓練士をしていて慣れていることと、預かるスペースもあり防音対策もできているということで近所迷惑にならないだろうということでした。
- 5 物資等荷物が膨大で、原告らが一緒に引き上げることは無理だったので、里親の決まっている犬を先に引き上げました。
- 6 平成18年12月16日当日は、私は広島から10頭の犬を車に積み、被告宅に着いたのは午後11時ころでした。その際に林俊彦代表（以下、「代表」という。）らが帰阪するまでの2、3日預かってもらうという趣旨で「よろしくお願いします」と言い、被告は「はい、分かりました」と言っていました。
- 7 第2陣は、私が乗ってきた車を被告の知り合いの亀山氏が運転し広島まで行って8頭の犬を積んで大阪まで運んでくれ、この犬たちも被告が預かってくれ

ました。

- 8 同年12月20日に里親のほうに連れて行くために、あらかじめ被告に電話を入れ「行き先が決まったので犬を引き取りに行きます。」と言ったところ、「はい。」ということだったので引き取りに行きましたが、「あなた方には渡せません。ボランティアにも言わない、犬の行き先も説明しない団体には渡せない。」と言われました。私は代表に電話をし指示を仰いだところ、警察に来てもらえということだったので、豊中暑の警察官に来てもらいましたが、民事不介入と言われ1時間いたけど話は進みませんでした。

被告代理人

- 9 副代表はいつからされてるんですか。
平成18年9月からです。
- 10 あなたが理事になられたのはいつですか。
平成18年9月です。
- 甲第15号証の1を示す
- 11 平成18年11月26日の議事録ですが、議題1理事補充の件ということで、あなたのお名前もありますが、理事になられたのはこれより前のことなんですか。
私が理事になったあと理事会が行われたのがこの日です。
- 12 正会員になられたのはいつですか。
平成18年3月です。
- 13 理事選任の総会は開かれましたか。
いいえ。
- 14 現在まで総会は開かれたことはありますか。
ありません。
- 15 甲15の1の理事会にはあなたは出席されましたか。
はい。
- 16 これは、いつ、どこで開催しましたか。
「ひろしまドッグばーく」内で、午後9時以降に開かれました。
- 17 出席者は、出席理事に記載されている人たちですか。
はい。
- 18 このとき理事は何人いましたか。
覚えていません。
- 19 12月16日の夜、あなたが被告宅へ運んだ犬は7頭ではありませんか。
いいえ、積み込みも、途中で散歩にも降ろしましたので、確認しました。
- 20 その日、広島を出発したのは何時ですか。
夕方6時ぐらいです。準備作業は午前中から10人ぐらいで行いました。
- 21 その作業の際に、この犬はどこに行くのか等の質問はありましたか。
大阪のほうに連れて行きます、とアバウトに答えました。
- 22 団体のところに譲渡するというふうには言いませんでしたか。
言っていません。
- 23 単犬種レスキューということをおっしゃらないでいいですか。

いいえ。

24 その犬の中にビーグル犬はいましたか。

はい。

25 ビーグル犬もいるよ、と会話しましたか。

はい。

26 大阪の豊中に行くとは言いませんでしたか。

覚えていません。

27 犬10頭の里親は決まっていたんですか。

はい、近畿一円で決まっていました。

28 どこですか。

言えません。

29 里親に直接渡さなかったのはなぜですか。

長距離移動でもあるし、代表と統括の確認作業を待たなければいけませんし、受け渡す書類もありませんでした。

30 その書類とはどんな書類ですか。

譲渡契約書にワクチン、狂犬病の書類です。

31 あなたは、この作業についてどう言われたのですか。

大阪に預かってもらえるところがあるので、大阪に帰るついでに連れて帰ってください、と言われました。

32 「ひろしまドッグパーク」を運営しているプロダクションから原告に引き渡された犬は何頭いましたか。

何頭いたかは分かりませんが、大体580頭とメディアに出ていたので、そうであろうと思います。

33 犬の代金は払いましたか。

いいえ。

34 里親からは犬の代金をもらうのですか。

通常、代金としてはいただきませんが、実際にかかる費用として避妊、去勢の手術代、ワクチン代、狂犬病の注射代をいただきます。しかし今回、「ひろしまドッグパーク」の場合、全国から支援金をいただきましたので、里親のほうで処置をしてもらい、その支出した領収証等を揃えていただいた里親へお振り込みさせていただきました。

35 12月17日にあなたは被告に一頭犬を預けませんでしたか。

はい、大阪事務所に戻ってきた犬を預けました。先住犬と相性が悪かったので戻ってきたビーグル犬一頭をお預けしました。

36 その一頭は里親は決まっていたんですか。

分かりません。急ぎょ連れて行きましたので。

37 その犬については、被告にあなたが連絡したんですか。

いいえ、広島から行ってると思います。

38 亀山氏が広島から連れてきた犬は何頭ですか。

7頭です。

- 39 その犬は里親は決まっていたか。
はい、そのように統括と大西さんから聞いております。
- 40 12月20日に被告が土下座をしたということがあったんですか。
はい、川北氏とボランティアの人が、このまま犬をここへ置いておいてくださいと言われました。
- 41 あなた方へは渡せませんと言っていたんですか。
最初は土下座されてませんでした。また土下座をしているので何を言っているのか聞こえない部分もありました。
- 42 現在の正会員の会費は幾らですか。
月3000円です。
- 43 会費が変更になったことがありますか。
覚えていません。
- 44 定款に変更が載っていますが、この決定はどこでされるんですか。
理事会です。
- 45 あなたは参加されていましたか。
記憶が定かではありません。

裁判官

- 46 会費の変更を覚えていないのか、理事会に参加したかどうかを覚えていないのか、どちらですか。
多分理事会には出ていると思います。議事の内容を覚えていません。
- 47 原告の副代表のほか、あなたの職業は何ですか。
はつり解体業を25年やっています。
- 48 あなたは、動物の保護の活動はいつからされているんですか。
平成15年から個人で里親探しをやっていました。
- 49 12月20日にあなたが犬を受取りに行かれたときに、犬は譲渡されたもので、所有権は私にある、これは自分のものだというような趣旨のことを被告に言われたことはありますか。
そのときにはなかったと思います。

被告代理人

- 50 「ひろしまドッグバーク」内に獣医はいましたか。
いいえ。
- 51 犬を被告に渡すとき、犬の治療費等を渡しましたか。
いいえ、シャンプー代です。

以 上